

1. 訪問介護の利用料について

(ア) 基本利用料

介護保険適用の場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問介護費・加算等の単位数に事業所の所在する地域区分(※1)に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された 1割(または2割・3割※2)がご利用者の負担金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※当事業所の地域区分は第6級地で、1単位の単価は 10.42円です。

※ご利用者の負担割合は、市区町村から交付される負担割合証でご確認ください

【 料 金 表 】

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

身体介護						
区分		基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	163	1698	169	339	509
	早朝/夜間	204	2125	212	425	637
	深夜	245	2552	255	510	765
20分以上 30分未満	昼間	244	2542	254	508	762
	早朝/夜間	305	3178	317	635	953
	深夜	366	3813	381	762	1144
30分以上 1時間未満	昼間	387	4032	403	806	1209
	早朝/夜間	484	5043	504	1008	1512
	深夜	581	6054	605	1210	1816
1時間以上 1時間30分 未満	昼間	567	5908	590	1181	1772
	早朝/夜間	709	7387	738	1477	2216
	深夜	851	8867	886	1773	2660
1時間30分 以上30分増 すごとに	昼間	82	854	85	170	256
	早朝/夜間	103	1073	107	214	321
	深夜	123	1281	128	256	384

生活援助						
区分		基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	179	1865	186	373	559
	早朝/夜間	224	2334	233	466	700
	深夜	269	2802	280	560	840
45分以上	昼間	220	2292	229	458	687
	早朝/夜間	275	2865	286	573	859
	深夜	330	3438	343	687	1031

(イ) 訪問介護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

■ 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料金に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額(円)			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護 度による 区分なし	緊急時訪問 介護加算	100	1042	104	208	313	1回の要請に対して1回
	初回加算	200	2084	208	417	625	初回利用のみ 1月につき
	介護職員処遇 改善加算 (1)	所定単位数 の 137/1000	左記の 単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算減算を 加えた総単 位数（所定 単位数）

※緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※上記に係る利用料は、利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

※利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業(訪問型サービス)の利用料について

(ウ) 基本利用料

介護保険適用の場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の介護予防訪問介護費・加算等の単位数に事業所の所在する地域区分(※1)に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された 1割(または2割・3割※2)がご利用者の負担金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※当事業所の地域区分は第6級地で、1単位の単価は 10.42円です。

※ご利用者の負担割合は、市区町村から交付される負担割合証でご確認ください

【料金表】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度のサービス (事業対象者・要支援1, 2)	12,253円	1,225円	2,450円	3,675円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度のサービス (事業対象者・要支援1, 2)	24,476円	2,447円	4,895円	7,342円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度のサービス (要支援2)	38,835円	3,883円	7,767円	11,650円

(エ) 加算項目

■ 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料金に以下の料金が加算されます。

【加算部分】 (10.42円で算定)

加算の種類	基本利用料	利用者負担額(円)			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	2,084円	209円	417円	626円	初回利用のみ 1月につき
介護職員処遇改善加算(1)※	所定単位数の 137/1000	/			1月につき

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます

※初回加算は、新規に訪問介護サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した第1号訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら第1号訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が第1号訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

3. 指定居宅介護、重度訪問介護サービスのご利用料金について

(オ) 基本利用料

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。（令和3年4月改訂）

〔料金例（地域区分 1単位：10.36円）〕

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額 (1割の場合)	
居宅介護	身体介護	30分未満	2,641円	264円
		30分以上1時間未満	4,164円	416円
		1時間以上1時間30分未満	6,050円	605円
		1時間30分以上2時間未満	6,899円	689円
		2時間以上2時間30分未満	7,770円	777円
		2時間30分以上3時間未満	8,629円	862円
		3時間以上	9,489円に30分増すごとに859円加算	948円に30分増すごとに85円加算
	(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,641円	264円
		30分以上1時間未満	4,164円	416円
		1時間以上1時間30分未満	6,050円	605円
		1時間30分以上2時間未満	6,899円	689円
		2時間以上2時間30分未満	7,770円	777円
		2時間30分以上3時間未満	8,629円	862円
		3時間以上30分増すごとに加算	9,489円に30分増すごとに859円加算	948円に30分増すごとに85円加算
	家事援助	30分未満	1,087円	108円
		30分以上45分未満	1,574円	157円
		45分以上1時間未満	2,030円	203円
		1時間以上1時間15分未満	2,465円	246円
1時間15分以上1時間30分未満		2,838円	283円	
1時間30分以上		3,201円に30分増すごとに362円加算	320円に30分増すごとに36円加算	

(身体介護を伴わない場合)	通院等介助	30分未満	1,087円	108円
		30分以上1時間未満	1,574円	157円
		1時間以上1時間30分未満	2,030円	203円
		1時間30分以上	3,553円に30分増すごとに714円加算	355円に30分増すごとに71円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,916円	191円	
	1時間以上1時間30分未満	2,849円	284円	
	1時間30分以上2時間未満	3,802円	380円	
	2時間以上2時間30分未満	4,744円	474円	
	2時間30分以上3時間未満	5,698円	569円	
	3時間以上3時間30分未満	6,630円	663円	
	3時間30分以上4時間未満	7,583円	758円	
	4時間以上8時間未満	8,464円に30分増すごとに880円加算	846円に30分増すごとに88円加算	
	8時間以上12時間未満	15,508円に30分増すごとに880円加算	1,550円に30分増すごとに88円加算	
	12時間以上16時間未満	22,501円に30分増すごとに828円加算	2,250円に30分増すごとに82円加算	
	16時間以上20時間未満	29,194円に30分増すごとに890円加算	2,919円に30分増すごとに89円加算	
	20時間以上24時間未満	36,260円に30分増すごとに828円加算	3,626円に30分増すごとに82円加算	

(キ) 加算項目

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,072 円	207 円	1 月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,554 円	154 円	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内にサービスを行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,036 円	103 円	1 回につき(1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

【利用料の計算方式】

- ① 亀岡市の地域区分 6 級地（令和 3 年～令和 5 年）1 単位に対する地域別地域区分単価 10.36 で計上しています。
- ②（居宅介護）福祉・介護職員処遇改善加算（27.4%）を乗じて計算します。
- ③（重度訪問介護）福祉・介護職員処遇改善加算（20.0%）を乗じて計算します。